

栃消設第107号
平成29年2月16日

表示登録会員各位

一般財団法人栃木県消防設備保安協会
理事長 芦澤 伸
(公印省略)

移動式粉末消火設備等の点検に係る留意事項について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成28年6月1日から「消防設備等の点検基準及び点検要領」の一部改正により、移動式粉末消火設備等（ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備）の加圧用ガス容器等のバルブ類点検が追加されました。

今般、(一財)日本消防設備安全センターから、別添のとおり、点検に係る留意事項が示されました。

つきましては、点検実施の際には、留意事項を了知のうえ、遺漏の無いようよろしくお願いします。

(一財) 栃木県消防設備保安協会

担当：蓬田

TEL 028-625-4611

FAX 028-625-4614

E-mail hoan09-1@mbj.nifty.com

消安セ業第92号

平成29年2月13日

各都道府県消防設備協会長 様

一般財団法人日本消防設備安全センター

理事長 原田 正司

移動式粉末消火設備等の点検に係る留意事項について（依頼）

当安全センター事業の推進につきましては、平素から多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年6月1日から消防用設備等の点検基準及び点検要領の一部改正により「加圧用ガス容器容器弁のバルブの開放が容易にできること。」の確認が、新たに点検項目として追加されました。

これに伴い、加圧用ガス容器のバルブ類の点検を行ったことを明確化するための「容器弁バルブ類点検済証」の貼付をお願いしているところですが、その点検の際における留意事項について、消防庁から別添の内容を点検実施者に周知するよう依頼がありました。

つきましては、大変ご多忙のところ恐縮ですが、貴協会ホームページに掲示するとともに、各種講習会、研修会等の機会を捉え点検実施者にお知らせ下さるようお願いいたします。

担 当

業務部 福元、出谷

deyas@fesc.or.jp

tel. 03-3501-7912

fax. 03-3509-1194

移動式粉末消火設備等の点検に係る留意事項について

- 点検基準等^{※1}が改正され、平成28年6月1日から粉末消火設備及びハロゲン化物消火設備について、加圧用ガス容器のバルブ類の開放点検が必要となりました^{※2}。

※1：「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」（平成28消防庁告示第8号）

「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」（平成28年3月31日消防予第104号）

※2：平成31年5月31日までの間は、従前の例によることができます。

- 開放点検の手順については、点検基準等やリーフレット^{※3}によりご確認くださいとともに、併せて以下の点に留意してください。

- ・ 一般的に、バルブ開放点検の際、加圧用ガス容器等を貯蔵容器から取り外す前に貯蔵容器の排気操作を行う必要があります、これを実施しない場合、内部の消火薬剤が噴出するおそれがあります。
- ・ バルブ開放点検以外にも、従前から総合点検の際に加圧用ガス容器等を貯蔵容器から取り外すがありますが、同様に注意してください。
- ・ 排気操作の方法は、各メーカーの取扱説明書等により確認してください。確認できない場合は各メーカーにお問い合わせください。

※3：リーフレット URL (<http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/data/images/pdf/kaihoutenken.pdf>)

- 排気操作方法の例

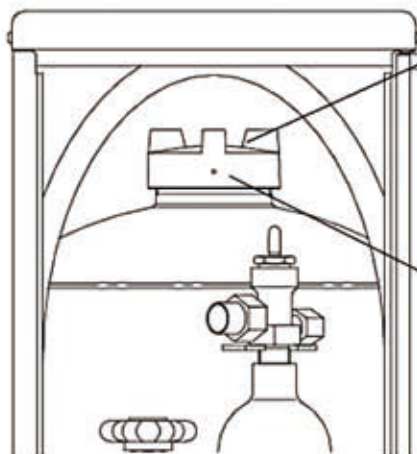
タンク内圧 排気確認

* 移動式粉末消火設備は設置環境により、加圧ポンペを起動させていなくても温度上昇によりタンク内圧上昇している恐れがあります。

必ずタンク内圧の確認(排気)を行ってから点検を開始してください。

タンク内圧が上昇している状態で、点検を行うと消火薬剤が噴出するおそれがあります。

排気方法



①タンクキャップをゆっくりあける

②排気孔より圧力を抜く

制作 一般財団法人日本消防設備安全センター
<http://www.fesc.or.jp>

移動式粉末消火設備等の点検基準等が改正されました。

加圧用ガス容器

容器弁の開放点検

点検基準等※1が改正され、移動式粉末消火設備等について、平成28年6月1日から加圧用ガス容器のバルブ類の開放点検実施が新たに必要となりました。※2



※1 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)の改正(平成28年2月26日)「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」(消防庁予防課長通知)(平成28年3月31日消防予第104号)

※2 過去の駐車場火災において、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器のバルブが開放できず使用できなかった事案等を受け、改正されました。

点検の概要



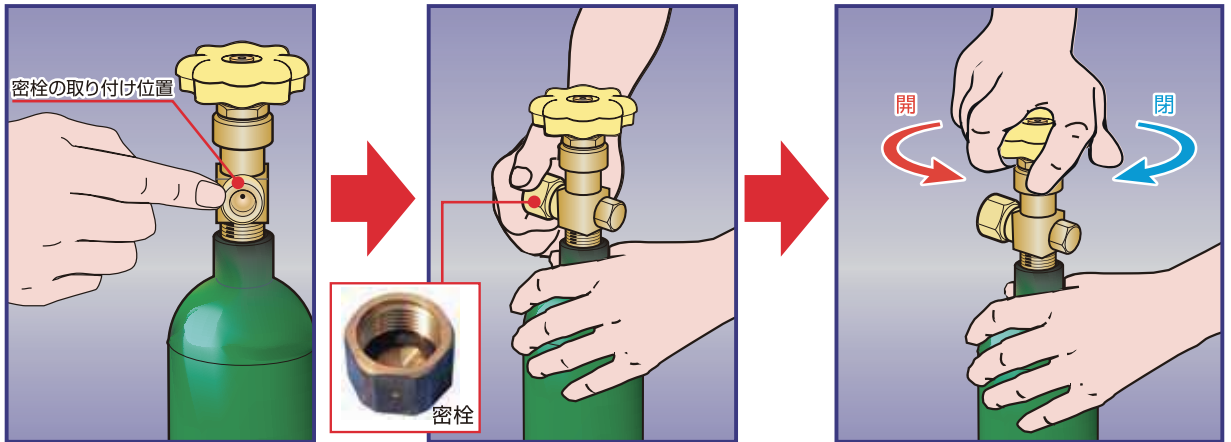
移動式粉末消火設備



6ヶ月毎の機器点検について、移動式粉末消火設備等の加圧用ガス容器のバルブ類の開放点検を追加し、容器弁の開放ができることを確認します。点検実施後、加圧用ガス容器に容器弁バルブ類点検済証(裏面2参照)を貼付します。

1

容器弁の開放点検手順の例



薬剤貯蔵タンクから加圧用ガス容器を取り外した後、密栓※1を容器弁に取り付けるなど、容器からガスが漏れないように措置します。

バルブを全開・全閉（注）し、容易に開閉できることを確認します。確認後は、移動式粉末消火設備等を元の状態に戻してください。
（注：閉鎖の際は、適切な位置まで締めつけてください。）

2

容器弁バルブ類点検済証の貼付

一度開閉操作が容易にできることを確認したバルブ類は、次回以降の機器点検において、移動式粉末消火設備等の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がなければ、開放点検を省略することができます。そのため、開放点検を行ったことが明確になるよう、容器弁バルブ類点検済証※2、※3を貼付してください。



容器への表示事項に重ならない、見やすい位置に貼付します。

3

経過措置

平成28年6月1日時点で既に設置されている移動式粉末消火設備等は、平成31年5月31日までの間は、改正前の基準により点検を実施することができますが、この間に順次改正後の基準による点検を実施し、全数の点検を終了させてください。

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)
移動式粉末消火設備等 （ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備） の点検基準等の改正に係る経過措置		★ 6月1日施行			★ 経過措置終了
		3年間の経過措置			
		既存のものは順次点検して経過措置期間中に全数点検してください。			

- ※1 密栓の入手方法は、移動式粉末消火設備等のメーカーにお問い合わせください。
- ※2 容器弁バルブ類点検済証の入手方法は、各都道府県消防設備協会にお問い合わせください。
- ※3 移動式粉末消火設備等に対する点検済証は、従来通り別途貼付してください。